

オイルエキスパートコース利用規約

第1条 定義

1. オイルエキスパートコース利用規約（以下「本規約」といいます）において使用する用語を次のように定義します。
2. 「オイルエキスパートコース」（以下「本コース」といいます）とは、岡安商事株式会社（以下「当社」といいます）と当社委託者の間で結ぶ、石油商品間のサヤ取りを主体とした取引の特約手数料体系（以下「本特約手数料」といいます。）をいいます。
3. 「オイルエキスパートコース委託者」（以下「本コース委託者」といいます）とは、本規約を了承し、申し込みをした後、当社が審査し承諾をした委託者をいいます。
4. その他用語の定義は、「東京商品取引所受託契約準則」（以下「準則」といいます）の定めによります。

第2条 本規約

1. 本特約手数料は、当社に商品先物取引口座開設を申し込んだ個人のうち、石油関係に携わる会社の経営者及び従業員等、石油の価格変動に対して知識を有すると当社が認めた場合に適用されます。
2. 本コースの申込者は、本規約を読み、その内容を承諾しているものとみなされます。
3. 本規約は随時変更されることがあります。変更後の本規約は、本コース委託者へ通知された時点から効力を生じます。

第3条 申し込み

1. 本コースの申し込みには、当社所定の申し込み手続きが必要です。当社が審査のうえ申し込みを承諾した時に、本特約手数料が成立します。
2. 本コースの申込者は、申し込みの際に必要とされる登録項目に、自らの情報を正確に記入するものとします。
3. 当社は以下の場合に本コースの申し込みを承諾しないことがあります。承諾しない場合でも、当社はその理由について本コース申込者に開示する義務を負いません。また、本コース申込者は判断の結果に対して異議を述べることはできません。
 - （1）登録情報に不備や虚偽の記載がある場合
 - （2）本コース申込者が当社の委託者でない場合または委託者でなくなった場合
 - （3）本コース申込者が登録した連絡先に連絡が取れない場合
 - （4）当社の業務の遂行上、または技術上、支障がある場合
 - （5）その他当社が不適当と認めた場合

第4条 商品先物取引によるサービス

本コース委託者は準則の規定を遵守するものとします。

第5条 特約手数料

1. 本コース申込者は、本規約の定めに従い、手数料の割引を受けるものとします。手数料の割引は東京商品取引所のバージガソリン、バージ灯油、バージ軽油、プラッツドバイ原油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油、バージガソリンスワップ、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツバージ軽油スワップ、ローリーガソリンスワップ、プラッツローリー灯油スワップ、プラッツローリー軽油スワップに限ります。
2. 前項に掲げた以外の銘柄は当社の商品先物取引の通常手数料が適用されるものとします。
3. 本コースの手数は以下の通りとします。
バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油、プラッツドバイ原油、バージガソリンスワップ、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツバージ軽油スワップが2, 850円（税別）
中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油、ローリーガソリンスワップ、プラッツローリー灯油スワップ、プラッツローリー軽油スワップが1, 200円（税別）
日計り取引については仕切り手数料はいただきません。
4. 本コースの手数を改定する場合、当社は本コース委託者に対して、通知をします。

第6条 個人情報

1. 当社は、個人情報を、当社が定める「個人情報保護方針」に従って厳正に管理し、適切に取り扱います。

附則 本特約は平成29年5月8日から実施します。